

浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の事業者及び個人事業者（以下「事業者等」という。）の脱炭素経営を支援するため、地域脱炭素に資する融資を受ける事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象となる事業者等は、市内に本店所在地又は住所を有する者とする。

(補助対象融資)

第3条 補助対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金に係る指定金融商品公募要領で指定を受けていること
- (2) 前号に規定する認定を受けた日以降に融資を受けていること
- (3) 令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という。）で定める温室効果ガス排出量削減目標（以下「削減目標」という。）が、前年度比3%以上に設定されていること
- (4) 資金使途が運転資金又は設備資金であること
- (5) 元金の弁済期日が、融資を受けた日から3年以上あること

2 前項第4号で定める資金使途について、設備資金の場合は市内に導入するもののみの補助対象とする。

(補助金交付の要件)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市税を完納していること
- (2) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (3) 次のアからオのいずれかに該当しないこと
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - オ 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象融資の手数料とし、融資金額の1%（税抜）を上限とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内の額とし、累計交付額の合計が250千円を限度とする。

2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助対象期間)

第7条 補助事業の期間は、補助金の交付決定の日が属する年度内とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資実行後、融資の実行に係る年度の3月末日までに、浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、別表1に定める書類（以下「申請書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、第8条による申請書の提出があった場合は、申請を受け付けた順にその内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付額の総額が、予算の範囲を超えたときは、申請の内容を審査した上で、超えた日の申請者で抽選を行い、補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、債権者である金融機関に照会を行うことができる。

4 市長は、資金使途が設備資金の場合、第1項の審査において必要があると認めるときは、対象設備が設置される現地の調査を行うことができる。

5 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付することができる。

6 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により決定通知書の送付を受けた者は、速やかに浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象融資ではないことが判明したとき。
- (3) 第4条に規定する補助金交付の要件に適合しないことが判明したとき。
- (4) 第9条に規定する現地調査を正当な理由なく拒んだとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、浜松市脱炭素経営支援融資推進事業費補助金返還命令書（第6号様式）により返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。

4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（協力）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象融資に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保存しておかなければならない。

（細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

別表 1（第 8 条関係）

No	提出書類
1	決算書又は確定申告書（1 期分）
2	申込人（企業）概要が確認できる資料（パンフレット等）
3	補助対象融資であることが確認できる資料（金銭消費貸借契約証書（写し））
4	手数料の金額が確認できる書類（確約書（写し）又は特約書（写し）等）
5	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書の写し
6	排出量削減計画が確認できる書類（削減計画等）
7	融資実行に伴う振込金を確認できる書類（通帳（写し）等）
8	【資金使途が設備資金の場合】 ・領収書、請求書又は見積書
9	その他市長が必要と認める書類